

\* 議員団控室 Tel 740-1268  
 \* 日本共産党川西市委員会  
 川西市平野2-1-3  
 Tel 080-3134-0618  
 北野のり子の活動をお知らせ  
 しています。

# 北野のい子だよ

くらし・福祉をささえるまちへ  
子育て応援します



## 憲法施行75年。憲法9条を守る！！

今年はお陰様で息子夫婦と生まれて半年、2歳の二人の孫と新年を迎えることができました。ところが、岸田首相は、1日の年頭所感の中で「今年は憲法改正が大きなテーマ」と述べ、憲法改正に向けた議論を加速させる態度を露わにしました。いま、多くのみなさんが政治に求めているのは、「コロナで傷ついた暮らしや医療を支えること」で憲法を変えることではありません。私たちの子や孫、未来を生きる世代のためにもこの夏行われる参議院選挙は、憲法改正正念場の選挙となり、負けるわけにはいきません。党創立100周年に相応しい勝利と日本共産党躍進でこむら潤さんを国会に。そしてみなさんと一緒に平和で豊かな社会を目指しがんばります。



市議会議員 北野のり子

参議院選挙の後には、市長・市議会議員選挙が行われます。越田市長は、「北部診療所を残して欲しい」という声や事業再検証に係る市民意見、特にふれあい入浴サービスや老人福祉センターの入浴事業などに多くの市民から存続の声が出されましたが、「聞く耳を持たない」姿勢を示しています。

市民のみなさんの声がしっかりと届き、反映される市政実現のためにも全力でがんばる決意です。引き続き、よろしくお願い申し上げます。

### 新型コロナワクチン追加(3回目)接種について

新型コロナウイルスのオミクロン株が急拡大しています。3回目のブースター接種が急がれます。

市では、2回接種を終えた日から概ね8カ月を経過する方を対象に予約を開始し、2月1日より接種開始。

64歳以下の方については、3月下旬頃から接種開始の予定で進めています。対象者には1月14日、19日に3回目接種に必要な書類が送付されます。

モデルナ社製ワクチン予約から開始することになりファイザー社製ワクチンは3月中旬以降です。

会場は、総合体育館です。市民体育館は、3月中旬頃開設予定。原則、集団接種で実施(無料シャトルバスの運行有り) ※予約状況を踏まえ、実施体制見直す予定

憲法9条を守ろう！自衛隊員を戦場に行かせない。改憲NO！！



### 新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ (追加・7次)

1月11日、市長・教育長に以下のとおり緊急申し入れを行いました。

1. 重症化リスクの高い高齢者・既往歴を持った方などを中心に、3回目のワクチン接種を最大限、迅速に行うこと
2. 教育・福祉施設や医療機関に対して、積極的な定期検査を公費で実施すること、及び人材確保への支援を行うこと
3. 「いつでも、誰でも、無料で」受けることができるPCR検査を実施できる場所の確保を拡大すること、及び当面、無期限で行うこと
4. 陽性者を保護できる体制を拡大すること、及び自宅に置き去りにしないこと
5. 有症者への医療確保、重症化を防ぐための医療提供を徹底すること
6. 発熱外来の体制支援への補助金復活、診療報酬引き上げなど医療機関への十分な支援を行うこと、保健所の恒常的な職員増など体制強化を行うよう、国に対して意見を述べ実行させること
7. 保健所を復活させるよう国や県に強く求めること等 11項目

## 受益者と負担の公平性に疑問?! コロナ禍で使用料引き上げは止めるべき!!



今回のアンケートについて、私は、「使用料見直すべき」という回答への誘導的な意図を感じました。また、市は受益と負担の公平性を強調していますが、施設を利用する人だけが受益者ではなく、公共施設で培った力は、地域づくりや健康保持につながり地域や市民全体の利益になると考えます。使用料引き上げすることによって、福祉の視点からも家にこもりがちな高齢者や今後高齢者の仲間入りする市民の利用の敷居を上げることにつながり懸念しています。ましてやコロナ感染症がどうなるか不透明。利用者が減れば増収効果も少なく引き上げは止め、市として施設利用を促す役割を發揮するべきです。

### 議員意見交換会の 結果に基づく要請事項

今回の見直しについて全議員の意見が一致し**議会からも再検討を加えるよう要請**しましたので報告します。

コロナウイルス感染症の影響を受け、市民生活は疲弊の一途をだどっており、この時期に市民に負担増を求める措置が、これに拍車をかけることが懸念される。今回、使用料の見直し対象になっている各公共施設は市民の文化活動や健康増進に係る拠点となっており、そこで活動する各種団体は、自己の活動のみならず青少年をはじめとする市民に貢献する活動を継続的に展開し、市民福祉の増進に大いに寄与しているものである。そういった中での使用料の大幅な見直しは施設利用者等の活動に支障を来し、活動意欲の低下につながるものであり、決して容認できるものではない。市の財政状況等を考慮すると今回の見直しについては一定理解するところである。今後、条例を提出するまでに、段階的に改定する激変緩和を講じるなど再検討を加えることを要請する。

その後、市より同月27日に開発許可(施工者―五洋建設(株))を行ったと情報が寄せられました。工事に  
関するスケジュールについては、事業者より提出があり次第、情報提供することです。  
交通渋滞対策について、市は事情に応じて、道路管理者と協議しながら、事業者やテナントに交通集中の起る時間帯や場所の共有及びソフト面の対策を求めているように稼働前に協定書等を結び、稼働後は協定書等に基づき事業者からの発生台数の報告及びソフト面の対策を進めていくと考え方を示しています。市民のみならず不安の声が寄せられています。多田東コミュニティ協議会にも説明するよう近畿興産に依頼しました。残念ながら私は出席できませんでしたが、1月9日、多田東コミュニティ役員・委員長会議の場にて説明が行われており、次号で他の情報も含め報告いたします。

## 公共施設の使用料の見直しについて

12月21日に行われた議員協議会で公共施設の使用料の見直しについて、アンケート結果を踏まえた**今後の市の方向性**が以下のとおり明らかになりました。

### 1. 使用料見直しを実施

- ・市民向け郵送分 → 約9割が見直す、どちらかと言えば見直す  
と回答
- ・施設利用者 → 約5割が見直す、どちらかと言えば見直す  
と回答

### 2. 急激な料金増を抑制するため、次の見直しまでの4年間は 現行料金の1.5倍を上限とする

- ・市民向け郵送分 → 約7割が1.5倍以上を上限
- ・施設利用者 → 約5割が1.5倍以上を上限

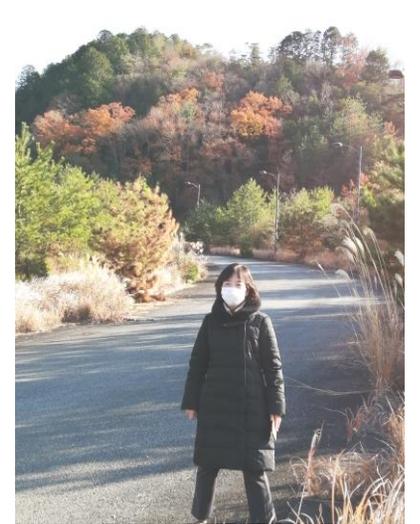
### 3. 改定予定時期は、令和5年4月1日から改定料金の適用を めざす

- ・市HPや広報誌、各施設での案内掲示板等で十分な期間をとって利用者や市民へ丁寧に周知を図る
- ・令和5年4月から令和9年3月末までの4年間について、改定料金を適用。以降、原則4年ごとに見直し実施

### 4. 施設の長寿命化や設備・物品の充実

- ・引き続き、施設の長寿命化対策や設備・物品の充実、予約方法などの改善を図る

## — 舎羅林山開発地見学 —



昨年12月14日、舎羅林山開発事業地を見学しました。広大な土地が長年放置されたままとなり、いまや鹿の住処になっています。

12月9日行われた議員協議会で申請者が(株)近畿興産、ESR(株)の他、特定目的会社(TMK)3社の計5社で進めていくことが分かりました。市は、5社と基本協定書を結ぶことになりました。協定書案には、目的、基本合意、合意事項の遵守、周辺環境への配慮、災害補償等、本協定の厳守、実施細目及び疑義の決定項目が設けられています。調整委員会を庁内に設置し進めていくと説明がありました。法的根拠がないこともあり、今後、協定書が守られるのか等について注視する必要があります。

12月23日に行われた都市計画審議会①阪神間用途地域の変更②阪神間都市計画公園の変更③阪神間都市計画地区計画の変更・信和川西ニュータウン地区計画(廃止)④阪神間都市計画の決定、舎羅林山地区地区計画が確認されました。日本共産党議員団は、①については、住民への説明が不十分、様々な懸念が払しょくされないことから反対しました。